

留学生を受け入れている指導教員のための

インフォメーションブック

2019 版



2019 年

琉球大学国際教育センター

留学生ユニット

この冊子の使い方について

この冊子は、留学生を受け入れている指導教員の疑問点に答えるという形式(Q & A)になっており、目次も質問形式で作ってあります。したがって、ご覧になりたい頁は、

- 1) 目次の「Q」で探す
- 2) 目次の「カテゴリー」で探す

のどちらかの方法でお探してください。また、巻末には「キーワード検索」の頁がありますので、こちらで頁を探すこともできます。

なお、冊子に書かれている事柄は、国際教育課が現時点(2019年9月)で入手している最新の情報に基づいておりますが、文責は下記にあります。内容についてのご意見、ご提案、また、「こういった情報も提供してほしい」というようなご要望などございましたら、下記にご連絡ください。

2019年11月1日

国際教育センター

留学生ユニット 相談部門

佐々木香代子

E-mail: daisukes@lab.u-ryukyu.ac.jp

目 次

カテゴリー	質 問	頁
入学後の学外での手続き	Q1:外国人留学生在入学後に行う手続きがありますか？	1
居住地の届出	Q2居住地の届出は、どのようにすればいいのですか？	1
	Q3:いつまでに居住地の届出をしたらよいのですか？	1～2
国民健康保険	Q4:国民健康保険は加入しなければならないのですか？	2
	Q5:国民健康保険料は、年間いくらぐらいですか？	2
	Q6:国民健康保険はどうすれば加入できますか？	2
	Q7:引越しをする時、国民健康保険証はどうするのですか？	2～3
	Q8:帰国する時、国民健康保険証はどうするのですか？	3
ゆうちょ銀行	Q9:どうして「ゆうちょ銀行」の口座を開設しなければならないのですか？ 琉銀や沖銀ではいけませんか？	3
	Q10:「ゆうちょ銀行」の口座は、どうすれば開設できますか？	3
宿舎	Q11:本学には留学生在が入れる宿舎がありますか？	3
	Q12:本学の宿舎には、留学生用の居室が何部屋ありますか？	4
	Q13:留学生を国際交流会館または学寮(千原寮)へ入居させたいのですが、どんな手続きが必要ですか？	4
アパートへの入居	Q14:留学生在が学内宿泊施設に入居できない場合、国際教育課では、アパートの斡旋を行っているのですか？	4
	Q15:アパートへの入居となると、敷金、礼金及び保証人が必要になると思いますが、留学生にはどうアドバイスしたらいいでしょうか？	5
	Q16:「留学生住宅総合補償」とは、何ですか？	5
	Q17:留学生を「留学生住宅総合補償」に加入させたいのですが、どうすればいいですか？	5
チューター	Q18:「チューター」とは、何ですか？	6
	Q19:チューターはどのようにして選ぶのですか？	6
	Q20:チューターになる学生は、何か手続きが必要ですか？	6
	Q21:チューターは、無償のボランティアで行うのですか？	6
	Q22:チューターを配置できる学生はどのような学生ですか？ また、期間はどれくらいですか？	7
	Q23:留学生から、チューターを変えてほしいと言われました。どうすればいいですか？	7
	Q24:チューターが「やめたい」と言ってきました。どうすればいいですか？	7
授業料免除	Q25:授業料を納めるのが大変だという相談を受けたのですが、留学生も授業料免除をしてもらえますか？	8

	Q26: 授業料免除の手続きについて、留学生に聞かれたのですが…。	8
奨学金	Q27: 留学生から奨学金について聞かれたのですが…。	9
	Q28: 文部科学省外国人留学生学習奨励費とは、何ですか？	9
	Q29: 民間団体等の奨学金は、どのようなものがありますか？	9
日本語学習	Q30: 留学生に日本語を勉強させたいのですが…。	10
健康	Q31: 留学生の体調が良くないようなのですが、どうすればいいですか？	10
	Q32: 学外で、英語で対応できる病院はありますか？	10～11
カウンセリング	Q33: 留学生が友人関係で悩んでいるようなのですが…。	11～12
アルバイト	Q34: 留学生がアルバイトをしたいと言っているのですが…。	12～13
在留期間更新の手続き	Q35: 留学生から「在留期間がもう少しで切れます。」との相談を受けました。どうすればいいですか？	13
	Q36: いつまでに在留期間更新の手続きをしますか？	14
	Q37: 在留期間更新の手続きには、どんな書類が必要ですか？	14
一時出国と再入国	Q38: 留学生から「休暇中に国へ帰りたい」と言われたのですが、何か手続きが必要ですか？	15
	Q39: 一時出国および再入国するために、どんな手続きが必要ですか？	15
在留資格変更の手続き	Q40: 留学生が「卒業したら、日本で就職したい」と言っています。その場合、何か手続きが必要ですか？	16
	Q41: 在留資格を変更するために、どんな手続きが必要ですか？	16～17
	Q42: 留学生が日本での就職を希望しているのですが、卒業までに就職先が決まりそうにありません。どうしたらいいですか？	17
	Q43: 卒業後も、日本で就職活動続けるために、どんな書類が必要ですか？	17～18
就職活動	Q44: 留学生から就職活動について相談を受けたのですが、日本人の就職活動と違いがありますか？	18
車の運転	Q45: 車を運転したいと言っているのですが、どうすればいいですか？	19
賠償責任保険	Q46: 事故による災害傷害保険やインターンシップの賠償責任保険に加入できますか？	20
配偶者へのサービス	Q47: 留学生が国から配偶者を連れてきました。配偶者が利用できるサービスがありますか？	21
帰国時の手続き	Q48: 留学生が帰国します。どんな手続きが必要ですか？	21
留学するため	Q49: 「琉球大学で勉強したい。」と外国人から照会があったのです	22～31

の手続き	が、どう対応すればいいですか？ ①で日本語学習が目的の場合 ②で留学期間が短期の場合 Q: STRPとURSEPの違いは何ですか？ Q: STRPとURSEPは、どんな手続きが必要ですか？ ④で国費留学を希望している場合 Q: 大使館推薦と大学推薦の違いは何ですか？ Q: 大使館推薦について教えてください Q: 大学推薦について教えてください ④で私費留学を希望している場合	
	Q50: 試験を受けるのに、どのくらいお金がかかるのですか？	31
	Q51: 入学する時、どのくらいお金がかかるのですか？	31

留学生のための生活関連情報について

学内問い合わせ一覧

キーワード検索

巻末資料1: 国際交流協定締結大学一覧

巻末資料2: 私費外国人留学生のための奨学金一覧

Q 1 : 外国人留学生が入学後に行う手続きがありますか？

A 1 : まず、以下の3つの手続きを速やかに行う必要があります。

- ① 居住する市町村役場へ「居住地の届出」
- ② 国民健康保険への加入
- ③ ゆうちょ銀行の口座開設

※外国人が中長期で日本に滞在する際、入国管理局から「在留カード」が交付されます。在留カードは、大規模空港で入国する場合は空港で交付され、市町村役場で居住地の届出を行った際に、カードに住所が記載されます。小規模空港から入国する場合は、①の居住地の届出の後、住所が記載された在留カードが入国管理局から居住地の届出をした住所に郵送されます。

詳しくは、以下「入国管理局」のHPを御覧ください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

Q 2 : 居住地の届出は、どのようにすればいいのですか？

A 2 : 留学生が居住している市町村役場で手続きをしてください。

申請用紙は役場にあります。在留カード（空港で発行された場合）、パスポートを持参してください。入国時に在留カードが発行された留学生の場合は、在留カードの裏面に住所が記載されます。在留カードが発行されていない留学生の場合は、後日、入国管理局より住所が記載された在留カードが居住地の届出をした住所に郵送されます。

Q 3 : いつまでに居住地の届出をしたらよいのですか？

A 3 : 居住地の届出を済ませなければ、国民健康保険の加入、ゆうちょ銀行の口座開設ができません。入国後、直ちに行う必要がありますが、遅くても、居住地が決まってから14日以内に届け出てください。

<参考>

- a) 在留カードは常時携帯する義務がありますので、外出の際には必ず携帯するように指導してください。
- b) 万が一、1) 氏名、2) 生年月日、3) 性別、4) 国籍・地域の変更が必要な場合、

又は在留カードを紛失した場合には、14日以内に入国管理局において変更の届け出、又は再交付の申請をしなければなりません。

- c) 在留カードの有効期間は、永住者以外の16歳以上の者の場合、在留期間の満了日までです。在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請が許可された場合は、新しい在留カードが交付されます。

Q 4 : 国民健康保険は加入しなければならないのですか？

A 4-1: 在留カードが発行された全ての外国人は、国民健康保険へ加入する義務があります。

A 4-2: 国民健康保険に加入すると、年間保険料を支払う必要がありますが、医療費の自己負担が3割になります。

Q 5 : 国民健康保険料は、年間いくらぐらいですか？

A 5-1: 保険料は、市町村によって異なります。例えば、2019年度の西原町の保険料は、アルバイトなどの収入がない人の場合、年間14,640円です。

A 5-2: 国民健康保険税は、加入資格が発生した月（日本に入国した日）から課税の対象になります。

Q 6 : 国民健康保険はどうすれば加入できますか？

A 6-1: 留学生が居住する市町村役場で加入します。そのときに在留カード又はパスポートを提示する必要があります。

A 6-2: 国民健康保険証は、発行月日に関係なく毎年3月31日に有効期限が切れますので、3月末までに保険証を持って役場に行き、更新しなければなりません。保険証を更新しないと、4月1日以降は使えなくなります。

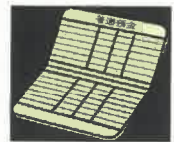
Q 7 : 引越しをする時、国民健康保険証はどうするのですか？

A 7: 他の市町村へ引越しをする時は、必ず保険証が発行された役場に行き、保険証を返

却してください。そして、引越先で、新たに申請の手続きをしてください。
※返却しないと、引越した後も保険料を請求されます。

Q 8 : 帰国する時、国民健康保険証はどうするのですか？

A 8 : 居住する市区町村役場で国民健康保険の脱退手続きを行ない、保険料の過不足分を精算してください。保険証の有効期限が出国日までに訂正され、出国日までは保険証を使用することができます。



Q 9 : どうして「ゆうちょ銀行」の口座を開設しなければならないのですか？ 琉銀や沖銀ではいけませんか？

A 9 - 1 : 国の方針で、外国人は入国後 6 か月間、地方銀行（沖銀、琉銀等）で口座を開設することができません。

A 9 - 2 : 留学生は、奨学金や生活費等の保管のため、口座を開設する必要がありますが、上記の理由で、地方銀行での口座開設ができないため、ゆうちょ銀行の口座を開設する必要があるのです。

Q 10 : 「ゆうちょ銀行」の口座は、どうすれば開設できますか？

A 10 : ゆうちょ銀行の窓口に行き、必要書類を記入してください。そのときに在留カード、パスポート及び学生証の提示が必要ですので、必ず持参してください。

Q 11 : 本学には留学生が入れる宿舎がありますか？

A 11 : 国際交流会館及び千原寮（男女とも、一般棟／混住型棟／新混住型棟のいずれか）に入ることができます。

Q12：本学の宿舎には、留学生用の居室が何部屋ありますか？

A12-1：国際交流会館は、以下の通りです。

単身室・・・46室

夫婦・家族室・・・14室

シェアルーム・・・12室

※シェアルームとして、交換留学生在が2名で入居しています。

A12-2：千原寮は以下の通りです。（全室単身室）

一般棟（男子）・・・47室

一般棟（女子）・・・18室

混住型棟（男子）・・・24室

混住型棟（女子）・・・15室

新混住型棟（男子）・・・29室

新混住型棟（女子）・・・19室

Q13：留学生を国際交流会館または学寮（千原寮）へ入居させたいのですが、どんな手続きが必要ですか？

A13-1：残念ながら、国際交流会館の単身室は協定校からの短期交換留学プログラム学生（URSEP/STRP）で常に満室の状況にあり、その他の学生の募集は現在行っておりません。

A13-2：国際交流会館の夫婦室・家族室（1ベッドルーム）への入居期間は基本的に1年間です。毎年2月、8月に入居募集を学内掲示等でお知らせしますので、入居を希望する留学生には、本人が直接、国際教育課の窓口に行くよう御指導ください。

A13-3：千原寮については、4月と10月に入寮が可能です。それぞれ1月頃と7月頃に入寮希望者の調整を行います。入居を希望する留学生には、直接、国際教育課の窓口に行くよう御指導ください。

Q14：留学生が学内宿泊施設に入居できない場合、国際教育課では、アパートの斡旋を行っているのですか？

A14：国際教育課では、アパートの斡旋は行っておりませんが、留学生が数多く入居しているアパート（不動産業者）の情報は提供できます。

Q15：アパートへの入居となると、敷金、礼金及び保証人が必要になると思いますが、留学生にはどうアドバイスしたらいいですか？

A15-1：沖縄では一般的に、敷金、礼金はそれぞれ家賃の2か月分ですが、アパートによって異なりますので、直接、不動産屋に御確認ください。なお、留学生が不動産業者に行く時は、チューターなど日本人に同伴してもらうよう御指導ください。

A15-2：保証人については、留学生が「留学生住宅総合補償」に加入すると、大学関係者（国際教育課長）が「機関保証」として連帯保証人になることができます。補償の内容等は、「公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）」のHPを参照してください。

URL <http://www.jees.or.jp/crifs/index.htm>

Q16：「留学生住宅総合補償」とは、何ですか？

A16-1：民間アパートに入居する留学生のための保険です。留学生がこの保険に加入すると、アパートの火災、爆発、風水難、落雷、盗難などの事故が起こった場合に保険金が支払われます。補償の内容は、大きく分けて3つあります。1つ目は「賠償金」、2つ目は「傷害後遺障害」、3つ目は「保証人補償」です。詳細は国際教育課担当職員（留学生係）へ御確認ください。

A16-2：保険料は、1年間コース4,000円、2年間コース8,000円です。

Q17：留学生を「留学生住宅総合補償」に加入させたいのですが、どうすればいいですか？

A17：申請書が国際教育課にありますので、留学生本人が直接、国際教育課窓口まで行くよう御指導ください。

担当部署
学生部 国際教育課
留学生係
内線 8103, 2970
E-mail koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

Q18：「チューター」とは、何ですか？

A18： 本学に在学する外国人留学生の学習・研究成果の向上及び修学・生活環境への適応等を支援する目的で留学生の指導教員の下で、留学生に対して個別に課外指導を行う学生のことです。

Q19：チューターはどのようにして選ぶのですか？

A19： 原則として、留学生の指導教員が留学生の専攻する分野に関連のある学生（研究生、科目等履修生を除く）の中から選びます（指導教員が必要と認め、チューター活動を行うことに支障がないと判断する場合は、本学での在籍期間が1年間を超過している留学生に限り、チューター活動を行うことが可能です。その場合、指導教員による推薦書が必要になります）。

なお、指導教員が推薦できない場合は、国際教育課に登録されているチューター候補者の中から、留学生の専攻分野との関連性や修学スケジュールの親和性等を総合的に勘案し、国際教育課で選任します。

Q20：チューターになる学生は、何か手続きが必要ですか？

A20： まず、国際教育課において、チューター候補者として登録する必要があります。チューター説明会は前学期及び後学期の各期前に国際教育課において開催していますが、必要に応じ個別に概要を説明することも可能です。

Q21：チューターは、無償のボランティアで行うのですか？

A21： 無償のボランティアとは異なります。国際教育課において登録した上で誠実かつ適正に実施及び報告されたチューター活動に対しては、1時間あたり1,000円の謝金が支払われます。ただし、予算上の都合により、1か月15時間以内となっており、ますので御留意ください。

Q22：チューターを配置できる外国人留学生はどういう学生ですか？また、期間はどれくらいですか？

A22：原則として全ての外国人留学生にチューターを配置することができますが、配置可能な期間は次のとおり学生の身分によって異なります。

- ・学部学生→入学後最長2年間（継続して2年目もチューターを配置したい場合は1年目満了前に、指導教員作成による理由書の提出が必要です。）
- ・大学院生、研究生、科目等履修生（県費留学生を除く）→入学後最初の1年間
- ・特別聴講学生・特別研究学生、日本語・日本文化研修留学生、教員研修留学生及び県費留学生→入学後最初の半年間

※それぞれの外国人留学生の身分により定められた期間を超えてチューター活動を行った場合、当該期間外に行われた部分の活動についてはチューター活動としては認められません。チューター本人はもとより、外国人留学生及び指導教員も活動期間について事前に十分に認識されるよう御留意ください。

Q23：留学生から、チューターを変えてほしいと言われました。どうすればいいですか？

Q24：チューターが「やめたい」と言ってきました。どうすればいいですか？

A23、24：まず、指導教員において、留学生及びチューター双方の事情を客観的に確認してください。その上で、新たにチューターを選任する必要があると判断した場合は、これらの経緯を踏まえた慎重な人選により新しいチューターを選任してください。新しいチューターを選任することが困難である場合は、国際教育課担当者へ御相談ください。

※指導教員へのお願い

チューターから、「チューター特別指導実施報告書」への指導教員確認印の押印を依頼された場合は、特に裏面の指導内容を御確認ください。チューター活動としてふさわしくない内容（一緒に遊びに行った、おしゃべりをしただけ、食事をしただけ等）については、チューター特別指導の趣旨に照らし、ふさわしい活動実績のみ報告するよう学生に御指導ください。

担当部署

学生部 国際教育課

国際教育係

内線 2971, 8131

E-mail kogakuko@acs.u-ryukyu.ac.jp

Q25: 授業料を納めるのが大変だという相談を受けたのですが、留学生も授業料免除をしてもらえますか？

A25：学部及び大学院に在籍する私費留学生で、経済的な理由により授業料を納入することが困難で、かつ成績が優秀と認められる者に対しては、授業料の一部を免除する制度がありますが、「留学生枠」を特に設けているわけではありません。詳細については、学生支援課で相談してください。
なお、この授業料免除は、**研究生、科目等履修生は対象になりません**ので、御注意ください。

Q26: 授業料免除の手続きについて、留学生に聞かれたのですが・・・。

A26：申請書及び様式は、大学の学内ホームページからダウンロードして入手することになっています。掲載期間が決まっておりますので必ず事前に日程を確認のうえダウンロードして申請するようにしてください。
なお、例年の申請書配布期間は次のとおりです。

学内（学生部）URL：http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/std/std_top.asp

申請書配布期間（在学生）

前期分：前年度1月末～2月中旬

後期分：8月中旬～8月末

※新入生のみ、入学した月に申請することができます。

担当部署

学生部 学生課

学生援護係

内線 8 1 3 5

E-mail gkgsien@acs.u-ryukyu.ac.jp

Q27: 留学生から奨学金について聞かれたのですが・・・。

A27 : 私費留学生に対する奨学金には、民間の団体等による奨学金のほか、日本学生支援機構の文部科学省外国人留学生学習奨励費があります。

Q28: 文部科学省外国人留学生学習奨励費とは、何ですか？

A28 : 日本学生支援機構が募集する留学生受入れ促進プログラムの奨学金で、学業・人物とも優れ、かつ経済的理由により修業が困難である私費留学生に対する奨励費です。

募集は4月頃に各学部・研究科を通して行われます。

各学部・研究科から大学長あてに候補者を推薦し、その後大学から日本学生支援機構あてに最終候補者を推薦し6月末頃に受給者が決定されます。

支給金額：

大学院レベル：月額48,000円（2019年度）

学部レベル：月額48,000円（2019年度）

Q29: 民間団体等の奨学金は、どのようなものがありますか？

A29 : 現在、本学に通知のある民間団体等の奨学金については、巻末「参考資料」を御覧ください。

担当部署

学生部 国際教育課

留学生係（奨学担当）

内線8103

E-mail koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

Q30：留学生に日本語を勉強させたいのですが・・・。

A30：国際教育センター留学生ユニットでは在学中の留学生等に対して日本語教育支援を行っており、レベル A（入門・初級）～レベル C2（上級）までの段階があります。学期開始前に履修指導を行っていますので、履修指導を受けた上で授業に参加してください。なお、院生・研究生が日本語科目を受講する場合は、指導教員の同意が必要になります。

各レベルのコーディネーター、科目、時間割等、詳細については、国際教育センター留学生ユニット HP をご覧ください。

<http://isu.u-ryukyu.ac.jp/current-students/class-schedule-international-students/>

なお、留学生の配偶者等に対しては、別途、「生活日本語」の授業を提供しています（Q47 参照）。

Q31：留学生の体調が良くないようなのですが、どうすればいいですか？

A31-1：まず、保健管理センターへ行くよう御指導ください。保健管理センターでは、簡単な治療、投薬、健康診断、応急処置を受けることができます。専門の診察が必要な場合は、専門医を紹介します。

受付時間：月～金曜日 8：30～17：00（12：00～13：00 除く）

A31-2：保健管理センターでは、英語での対応が可能ですが、英語以外の外国語での対応はできません。したがって、日本語も英語もできない留学生には、必ず日本語ができる留学生又はチューターが同伴するよう御指導ください。

Q32：学外で、英語で対応できる病院はありますか？

A32-1：英語での対応が可能な病院は、アドベンティスト・メディカルセンターです。内科、外科・整形外科、婦人科、小児科、皮膚科、歯科、があります。

外来の時間は、次にお問い合わせください。

代表番号：098-946-2833

A32-2：上記以外にも、英語での対応が可能な医師がいる場合もありますが、看護師や事務職員が必ずしも英語での対応が可能なわけではありません。したがって、英語による対応の可否が定かではない医療機関に行く場合は、必ず日本語ができる留学生かチューターに同伴してもらうよう御指導ください。

Q33：留学生が友人関係で悩んでいるようなのですが・・・。

A33-1：国際教育課では、異文化カウンセラーが週1回、カウンセリングを行っていますので、カウンセリングを受けるよう御指導ください。ただし、使用言語は日本語及び英語です。場所及び時間は次のとおりです。

場所：保健管理センター 2階

(予約 895-8103、koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp)

時間：金曜日 15:00～17:00

カウンセラー：宮城りら

A33-2：国際教育課以外に、保健管理センターでも、カウンセリングを受けることができますが、必ずしも英語での対応が可能ではないので、できるだけ日本語ができる留学生かチューターに同伴してもらうよう御指導ください。

時間：月～金曜日 9:00～17:00 (12:00～13:00除く)

申込：事前に直接来所するか、電話(895-8144)で予約

A33-3：各学部には、留学生アドバイザーが配置されていますので、専門の勉強についての相談などは、学部の留学生アドバイザーにすることをお勧めいたします。なお、現在は、国際教育専門委員会の委員が留学生アドバイザーになっています。

(令和元年9月現在)

人文社会学部	鈴木 規之	教授
国際地域創造学部	橋本 俊作	教授
教育学部	千原 浩之	教授
理学部	久保田 康裕	教授
医学部	小林 潤	教授
工学部	屋我 実	教授

農学部	平良 英三	教授
国際教育センター	東矢 光代	教授、センター長
	島袋 盛世	教授、副センター長
	葦原 恭子	教授
	山元 淑乃	講師
学生部国際教育課長	神谷 眞智子	

Q34：留学生がアルバイトをしたいと言っているのですが・・・。

A34：在留資格「留学」は、日本の学校で教育を受けるためのものであり、働くことは認められません。留学生が学費等のためにやむを得ずアルバイトをする場合は、次の条件の下で事前に地方入国管理局へ資格外活動許可申請を行い、許可を受けるようご指導ください。

- ✓ 学業の障害にならないこと。
- ✓ 留学中の学費や必要経費を補う目的であって、貯金や仕送りのためではないこと。
- ✓ 風俗営業ではないこと。
- ✓ 1週28時間以内(長期休業期間中は1日8時間、週40時間以内)であること。

※「出入国管理及び難民認定法」等が改正され、2010年7月1日以降、大学との契約に基づいて報酬を受けて行うTA、RA、臨時雇い上げ等の業務に関しては「資格外活動許可」を受ける必要がなくなりました。

※資格外活動の許可申請に当たっては、予め国際教育課へ「同意書」の提出が必要です。
留学生からアルバイトの希望があった際は、その必要性や業務内容等を確認し、学業に支障がないと判断される場合、留学生が持参した同意書に記名押印してください。

※休学中はアルバイトできません。

休学に限らず長期（3ヶ月が目安）に渡って勉学を離れる場合、留学の資格で国内に滞在すると在留資格取消しの対象になります。休学中は帰国が基本です。よって休学中の「資格外活動」は許可されません。

※「資格外活動許可申請書」及び「同意書」は、国際教育課にあります。

【申請に必要な書類】

- ① 資格外活動許可申請書
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ 学生証

上記書類を持参の上、福岡入国管理局那覇支局へ提出すると、基本的に当日中に許可書が発行されます。

福岡入国管理局那覇支局（那覇第1 地方合同庁舎の7階）

住所：那覇市樋川1-15-15 電話098-832-4186

受付時間：月～金曜日の9:00～12:00、13:00～16:00

担当部署

学生部 国際教育課

留学生係

内線8103, 2970

E-mail koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

Q35：留学生から「在留期間がもう少しで切れます。」との相談を受けました。どうすればいいですか？

A35-1：在留資格「留学」で日本に在留を許可された期間を越えて在学したい場合は、福岡入国管理局へ在留期間更新許可の申請をして、許可を受けなければなりません。

A35-2：在留期間更新手続きは、下記のいずれかの場所で行うことができます。

◆**福岡入国管理局那覇支局**（那覇第1 地方合同庁舎の7階）

住所：沖縄県那覇市樋川 1-15-15 TEL：（098）832-4186

窓口受付時間： 9：00～16：00（土日、祝日を除く）

◆**福岡入国管理局嘉手納出張所**

住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 ロータリー1号館

TEL：（098）957-5252

窓口受付時間： 9：00～12：00及び13：00～16：00（土日、祝日を除く）

Q36：いつまでに在留期間更新の手続きをすればいいですか？

A36：在留期間が満了する日の3か月前から受けつけていますが、満了する日までに書類を提出しなければなりません。

Q37：在留期間更新の手続きには、どんな書類が必要ですか？

A37：提出書類は次の通りです。

- ①在留期間更新許可申請書1部（用紙は国際教育課にあります。）
- ②在学証明書
- ③【学部学生・大学院生】成績証明書
【研究生・科目等履修生】次のいずれか該当するもの
 - (a) 研究内容が記載された証明書(学部長・研究科長の公印のあるもの)
 - (b) 聴講科目及び時間数を記載した証明書(履修届写し等)
- ④旅券(パスポート)
- ⑤在留カード(提示のみ)
- ⑥経費支弁能力を証明する書類
- ⑦4,000円の収入印紙(那覇第1地方合同庁舎内で購入できます。)

※書類を提出するためには、先ず、②と③の証明書を大学から発行してもらう必要があります。国費外国人留学生及び私費学異国人留学生で奨学金を受給している学生は、国際教育課で経費支弁能力を証明する書類として、証明書を発行しています。余裕をもって手続きの準備をするよう、学生に御指導ください。また、申請の内容について更に確認すべき事項がある場合には、追加資料の提出を求められることがあります。なお、外国語で作成されているものは、日本語訳を付して提出してください。

担当部署
学生部 国際教育課
留学生係
内線8103, 2970
E-mail koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

Q38：留学生から「休暇中に国へ帰りたい」と言われたのですが、何か手続きが必要ですか？

A38-1：有効なパスポート、在留カードを所持している場合、出国後1年以内かつ在留期限の最終日までに再入国する場合は、原則として再入国の手続きは不要になりました。これを「みなし再入国許可」といいます。

詳しくは、以下HPをご覧ください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

A38-2：「みなし再入国許可」により日本を出国する際には、必ず在留カードを出国空港で提示してください。

再入国の際も在留カードの提示が求められます。

A38-3：一時帰国または旅行等で日本から出国する場合は、事前に「一時出国届出書」を所属学部へ提出する必要があります。「一時出国届出書」には指導教員の押印が必要ですので、留学生が一時出国を希望する場合は、渡航先、渡航期間等を確認の上、留学生が持参した「一時出国届出書」に記名押印いただき、原本を所属学部の学務係担当者へ提出するようご指導ください。

Q39：一時出国および再入国するためには、どんな手続きが必要ですか？

A39：事前の手続きは必要ありませんが、一時出国時と再入国時には在留カードの提示が求められます。なお、県外又は国外に出国の際は、必ず国際教育課にて必要書類を提出してください。

担当部署

学生部 国際教育課

留学生係

内線8103, 2970

E-mail koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

**Q40：留学生が「卒業したら、日本で就職したい」と言っています。
その場合、何か手続きが必要ですか？**

A40：留学生は卒業・修了するまでは、「留学」という在留資格になります。留学生が勉強や研究を修了した後に日本での就職を希望する場合、卒業・修了前かつ就職先が決まった後に、在留資格変更許可の申請をしなければなりません。

<参考>

- a) 一般的に、留学生が会社に就職する場合は、「技術」または「人文知識・国際業務」という在留資格に変更する場合があります。
- b) 日本で就職する場合、「留学」から就労のための在留資格を変更できるのは、大学の学部卒業以上です。

Q41：在留資格を変更するために、どんな手続きが必要ですか？

A41：本人に関するもの、就職先に関するものがありますが、どちらも原則として留学生本人が準備し、福岡入国管理局那覇支局に提出します。情報が常に更新されますので、入国管理局のホームページを確認するよう学生に御指導ください。

I 本人に関するもの

- ①在留資格変更許可申請書(申請人作成用)
(法務省の以下のHPからダウンロードできます。)

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10_21_10.html

- ②卒業証書又は卒業見込証明書
- ③旅券(パスポート)提示
- ④在留カード(提示のみ)
- ⑤申請理由書(任意)
- ⑥写真(縦4cm×横3cm)1枚(裏面に氏名を記載)
- ⑦学歴及び職歴を証明する文書

II 就職先に関するもの

- ①在留資格変更許可申請書(就職先の会社等作成用)※就職先の印鑑が必要です。
- ②雇用理由書(任意)
- ③就職先の会社によって4つのカテゴリーに分かれており、そのカテゴリー別に必要な書類(労働条件を明示する書類、事業内容を明らかにする書類、直近の年度の決算文書など)

詳しくは、以下 HP をご覧ください（法務省 在留資格変更許可申請）。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

<参考>

- a) 就職先が決まって、大学から「卒業見込証明書」が発行されれば、申請ができます。審査に2週間～1か月程度かかりますので、日本での就職が決まった学生には、早めに申請するよう、学生にご指導ください。
- b) 卒業の前に「留学」の在留期限が切れる場合は、まず、「留学」の在留期限の延長申請が必要です。

Q42：留学生が日本での就職を希望しているのですが、卒業までに就職先が決まりそうにありません。どうしたらいいですか？

A42：卒業・修了後も、日本での就職活動が最長1年間認められています。

その場合、在留資格は「特定活動」になり、在留期間は6か月、1回まで在留期間の更新が認められています。なお、「特定活動」ビザに変更後アルバイトをする場合は、事前に地方入国管理局へ資格外活動許可申請を行い、許可を受けなければなりません。また、「留学」ビザとは異なり、長期休業期間中の特例が設けられていないため、1週28時間以内の就労を超えないようにしなければなりません。

Q43：卒業後も、日本で就職活動をするために、どんな書類が必要ですか？

A43：提出書類は次の通りです。

① 在留資格変更許可申請書(申請人作成用) 1通
(法務省 HP からダウンロードできます。)

②写真(縦4cm×横3cm) 1枚

※申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

③パスポート及び在留カード(提示のみ)

④申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書

※当該申請人以外が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書を提出してください。

⑤直前まで在籍していた大学の卒業証明書(写し)又は卒業証明書 1通

⑥直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状 1通

※推薦状の様式は、法務省の HP からダウンロードして下さい。

<http://www.moj.go.jp/content/000007468.pdf>

⑦就職活動を行なっていることを明らかにする資料

【問い合わせ先】

◆福岡入国管理局那覇支局（那覇第1地方合同庁舎の7階）

住所：沖縄県那覇市樋川 1-15-15 TEL：（098）832-4186

窓口受付時間：9：00～16：00（土日、祝日を除く）

◆福岡入国管理局嘉手納出張所

住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 ロータリー1号館

TEL：（098）957-5252 窓口受付時間：9：00～12：00及び
13：00～16：00（土日、祝日を除く）

担当部署

学生部 国際教育課

留学生係

内線8103, 2970

E-mail koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

Q44：留学生から就職活動について相談を受けたのですが、日本人の就職活動と違いがありますか？

A44：採用する時、「外国人枠」を設けている企業はほとんどありません。したがって、就職活動について言うと、留学生と日本人の間に違いはありません。言い換えれば、留学生は、日本人の中に入って就職活動をしなければなりません。

キャリア教育センター（大学会館2階）及び国際教育センターでは就職の情報が得られ、就職ガイダンス、セミナー、カウンセリングも行っています。

また、下記のサイトにアクセスすれば、就職活動についての様々な情報を得ることができます。

国際教育センター：

<http://isu.u-ryukyu.ac.jp/current-students/career-counseling/>

キャリア教育センター：<https://career.lab.u-ryukyu.ac.jp/>

独立行政法人日本学生支援機構：

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/job/index.html

Q45：車を運転したいと言っているのですが、どうすればいいですか？

A45-1：留学生は、日本の交通法規に慣れていないため、本当に必要でない限りは、オートバイや自動車は運転しないように御指導ください。

<注意！>

留学生の中には、交通ルール違反したり、任意保険未加入で交通事故を起こしたりして学業に支障がでる学生もいます。オートバイや自動車を運転する学生には、日本での運転に有効な免許証の所持や交通ルールの遵守、適切な自動車保険の加入等について御指導お願いいたします。

A45-2：自動車、オートバイともに運転する時は、運転免許証または国際免許証が必要です。

ただし、国際免許証はジュネーブ条約加盟国が発行し、同条約（1949年9月19日締結）に基づき発行されたものに限りです。（ジュネーブ条約加盟国でも別の条約に基づいて発行された国際免許証では日本で運転できません。）

なお、国際免許証は日本に上陸した日から1年間又は当該免許証の有効期間のいずれか短い期間のみ有効ですが、日本で更新することはできません。

<参考> 警視庁 HP アドレス（日英併記）：

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.html>

A45-3：外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えることもできますが、免許取得後当該外国に90日以上滞在し、外国で取得した免許証が有効期間内である場合に限りです。また、国によっては、筆記試験（外国語版あり）や実技試験が必要となる場合もありますので、詳しくは、沖縄県運転免許センターに問い合わせるよう御指導ください。

詳しくは、以下HPをご覧ください。

<http://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015030100253/>

【問合せ先】

沖縄県運転免許センター TEL：（098）851-1000

月～金曜日 08：30～11：00、13：30～15：00

A45-4：自動車やオートバイを運転する時に、重要なのは自動車保険です。強制保険である自賠責保険は、自動車の修理費や加入者の治療費の補償がないなど、事故の場合に補償が十分でない場合が多いので、任意保険に必ず入るよう御指導ください。

Q46：事故による災害傷害保険やインターンシップの賠償責任保険 に加入できますか？

A46：大学生活を安心して送れるよう、以下の保険への加入を勧めています。
手続き及び詳しい内容に関しては、以下担当係にお問い合わせください。

学生支援課学生援護係（内線 8135）

①学生教育研究災害傷害保険（学研災）

対象：授業中、学校行事中、大学内にいる間、又は通学中におけるケガ・事故に対し、医療保険又は死亡保険が支払われます。

②学生教育研究賠償責任保険（学研賠）

対象：①の学研災に加入している学生が日本国内外における正課、学校行事、又はその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊した場合、損害賠償金が支払い限度額の範囲内で支払われます。

※支払い限度額は対人・対物賠償合わせて1事故につき1億円が限度となります。

（保険料）

期間	学研災		学研賠		
	昼間部	通 学 中 等 傷 害 危 険 担 保 特 約	Aコース 正課、学校行事、課外活動及びその往復。Bコースの対象含む。	Bコース インターンシップ、教育実習、ボランティア活動及びその往復。	Cコース 医学生 of 正課、学校行事、課外活動及びその往復。A・Bの対象範囲含む。
1年間	650 円	350 円	340 円	210 円	500 円
2年間	1,200 円	550 円	680 円	420 円	1,000 円
3年間	1,800 円	800 円	1,020 円	630 円	1,500 円
4年間	2,300 円	1,000 円	1,360 円	840 円	2,000 円
5年間	2,800 円	1,250 円	1,700 円	1,050 円	2,500 円
6年間	3,300 円	1,400 円	2,040 円	1,260 円	3,000 円

例：新入生で1年間加入の場合 [昼間部] 1,340 円（650 円＋350 円＋340 円）

詳しくは以下の HP をご覧ください。

公益財団法人 日本国際教育支援協会 <http://jees.or.jp/gakkensai/>

Q47：留学生が国から配偶者を連れてきました。配偶者が利用できるサービスがありますか？

A47：国際教育センター留学生ユニットでは、毎学期、配偶者のための日本語クラスとしてサバイバルレベルの日本語を勉強するためのクラス「生活日本語」クラスを、国際交流会館で開いています。申し込みは、国際交流会館の事務室で受け付けています。詳しいことは、以下のコーディネーターにお問い合わせください。

国際教育センター留学生ユニット 佐々木香代子 daisukes@lab.u-ryuku.ac.jp

Q48：留学生が帰国します。どんな手続きが必要ですか？

A48：以下の手続きが必要です。なお、手続きは、必ず帰国する留学生本人が行うよう御指導ください。

①転出届の提出：

居住する市町村役場で、「転出届」を提出してください。

②国民健康保険料の精算：

居住する市区町村役場で国民健康保険の脱退手続きを行ない、保険料の過不足分を精算してください。保険証の有効期限が出国日までに訂正され、出国日までは保険証を使用することができます。

③銀行口座の解約：

銀行の窓口に通帳、キャッシュカード、在留カードを持参し、口座の解約手続きを行なってください。

④携帯電話の解約：

契約した携帯電話ショップに行き、解約手続きを行なってください。

⑤学寮、国際交流会館の退去手続き：

学寮又は国際交流会館の事務室から「退寮届け」を受け取り、必要事項を記入の上、退寮予定日の1か月前までに事務室へ提出してください。

⑥在留カードの返却：

留学期間を終えて帰国する際は、出国する空港の入国管理官に在留カードを必ず返納してください。

⑦郵便局への届け出：

郵便局は海外への転送サービスを行っておりません。在留カードを持参し、郵便局の窓口にて帰国する旨、届け出てください。



Q49：「琉球大学で勉強したい。」と外国人から照会があったのですが、どう対応すればいいですか？

A49-1：まず、下記について確認してください。

- ① 日本語のみを学習することが目的なのか？学部又は大学院で勉強又は研究することが目的なのか？（学部の場合は一定レベルの日本語能力が求められます）
- ②留学期間は、短期か長期か？
- ③協定校の学生かどうか？
- ④国費での留学を希望するのか？私費での留学を希望するのか？

A49-1①で「日本語学習が目的」の場合・・・

A①-1：本学で日本語学習を目的に勉強する場合、下記の2つのコースがあります。

- i) 半年又は1年間の短期交換留学生（RISE）として来沖し、日本語を勉強する。ただし、このプログラムに申し込めるのは、協定校の学生のみです。（→②で「留学期間が短期の場合」をご覧ください。）

ii) 日本語の科目等履修生として、入学する。

A①-2：科目等履修生の手続きは、下記の通りです。

(1) 出願資格

- ①外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ②日本において高等学校を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(2) 出願期間及び入学期間（年度によって、日程が前後することがあります）

前期：4月～9月

願書提出期間：2月1日～2月15日

試験：2月中旬

後期：10月～3月

願書提出期間：8月1日～8月15日

試験：8月中旬

試験内容は、適切なレベルのクラスに配置するための、日本語理解力の面接試験です。
願書は直接本人が提出しなければならず、郵送では受け付けません。

(3) 検定料：9,800円

入学料：28,200円

授業料：1単位・・・14,800円

*週10時間以上受講することになっています。

A49-1②で「留学期間が短期」の場合・・・

A②-1：「短期」とは、1学期（半年間）または2学期（1年間）の受入れを指します。

この期間琉球大学で学ぶことができるプログラムが「琉球大学短期交換留学プログラム（RISEプログラム）」です。申請できるのは、協定校（巻末資料参照）、UMAP または ISEP 加盟校の学生のみとなっています。

入学時期は年に2回（4月または10月）で、相手先の大学と授業料相互不徴収協定を結んでいる場合、検定料・入学料・授業料は不徴収となります。

Q：どのようなプログラムがありますか？

A②-2:2020年4月より、「RISEプログラム(Ryukyus International Student Exchange Program)」がスタートしました。従来のURSEP・STRPの2プログラムを改編し、1プログラム4コースを設けています。

1. 日本・沖縄学習コース（国際教育センター受入）
2. グローカルリーダー育成コース（国際教育センター受入）
3. 日本語教員養成コース（国際教育センター受入）
4. 学部提供コース／大学院専門コース（各学部・各研究科受入）

「日本・沖縄学習コース」ではレベル別・スキル別の日本語学習を中心に、日本や沖縄の歴史・文化について勉強します。「グローカルリーダー育成コース」では日本人学生との共同プロジェクトを通して課題を解決する能力を培います。「日本語教員養成コース」では日本語を外国語として他者に教える基礎を身につけることを目的としています。また、自分の専門分野の知識を深めたい学生は、「学部提供コース／大学院専門コース」で各学部の専門科目を受講し、受入れ教員の指導の下で研究活動を行うことができます。

それぞれのコースの特徴や応募要件については、募集要項を確認してください。

国際教育課 HP: <https://ges.skr.u-ryukyu.ac.jp/future-students/program/rise/>

Q：短期交換留学プログラムに応募するにはどのような手続きが必要ですか？

A②-3:例年、9月に次年度の短期交換留学プログラムの募集通知を各協定大学へ通知し、申請書類を受け付けています。各学部・各研究科が受入れ母体となる「学部提供コース／

大学院専門コース」への応募希望者については、申請書を提出する前に国際教育課へ連絡するよう協定校に依頼しています。応募希望者の情報を得た段階で、各学部等へ受入れ可能かどうか(留学生が希望する研究ができるかどうか)の事前確認を行います。受入の見込みがある場合のみ、当該応募者の申請書を各学部へ送付し、正式に受入れ判定を依頼します。

Q：短期交換留学生は留学期間中どのような活動を行いますか？

A②-4:短期交換留学生として琉球大学に入学した学生は、科目等履修生や研究生と同じ【非正規生】として受け入れられます。所属大学での学年と本学での受入コースによって、「特別聴講学生（学籍番号が F から始まる）」と「特別研究生（学籍番号が B から始まる）」に分かれます。国際教育センター受入の3コースについては所属大学での身分にかかわらず「特別聴講学生」となり、学部提供コース／大学院専門コースの学生は所属大学で学部学生であれば「特別聴講学生」、大学院生であれば「特別研究生」となります。

特別聴講学生は正規生と同様に講義を受講します。学生自身で教務情報システムから履修登録ができる設定になっていますが、学部提供コース／大学院専門コースの学生については、学部によって取り扱いが異なる場合があるため、各学部学務係へご確認ください。特別研究生は研究室等での研究が中心となります。

また、サークル参加やアルバイトを行うことも可能です。ただし、アルバイトをする場合は入国管理局から資格外活動許可を得る必要があります。

Q：宿舎がありますか？

A②-5:国際教育課にて国際交流会館への配置を行います（空室状況によっては千原寮に配置される場合もあります）。

Q：どのような奨学金がありますか？

A②-6:日本学生支援機構（JASSO）、琉球大学 QUEST 基金、琉球大学後援財団の助成金などが利用できます。申請時に奨学金受給希望を確認し、本人の希望や成績等を基に国際教育専門委員会で審議を行い、奨学金の割り振りを決定します。正規生とは異なり、入学後に奨学金申請の公募を行うことは原則としてありません。

担当部署
学生部 国際教育課
留学交流係(協定受入担当)
内線8096
E-mail inbound@acs.u-ryukyu.ac.jp

A49-1④で、「国費留学を希望している」場合・・・

A④-1：日本政府（文部科学省）奨学金を受給し留学する「国費留学」には、「大使館推薦」枠と「大学推薦」枠があります。

Q：大使館推薦と大学推薦の違いは何ですか？

A④-2：海外にある日本国大使館（国によっては総領事館）を通じて国費留学生を募集・選考するものを「大使館推薦」といいます。これに対し、大学が、主として大学間交流協定等による外国人留学生希望者を審査の上、希望者を文部科学省に推薦し、文部科学省が選考する方法を「大学推薦」と言います。

Q：大使館推薦について教えてください。

A④-3：学部レベルと大学院レベルがありますので、それぞれについて説明します。

①学部レベル

＜学部留学生＞

諸外国の高等学校を卒業後、国費留学生として学部に入學を希望する場合には、海外にある各在外公館が募集する「国費外国人留学生(学部留学生)」に応募する必要があります。採用された場合、東京外国語大学又は大阪大学において1年間大学進学前予備教育として、日本語及びその他集中教育を受けた後、文部科学省により希望の大学に配置され、4年間（又は6年間）、大学（学部）にて教育を受けることができます。

採用決定までの流れ：

4月-5月頃	在外日本国大使館／総領事館で募集
6月-7月	第1次選考（書類審査、筆記試験、面接）
10月	第2次選考（文部科学省と大学との受入協議）
翌年1月	採用通知
4月	渡日

＜日本語・日本文化研修留学生＞

応募時日本国外の大学の学部に入學し、日本語、日本文化に関する分野を専攻として専攻している学部学生を対象にしたプログラムです。

募集は2月～3月頃在外日本国大使館／総領事館にて行われ、第一次選考に合格した候補者は文部科学省に推薦されます。その後、文部科学省にて最終選考を行い採用者が選定されます。採用者は10月から1年間、大学が提供する約1年間の研修プログラムを受講することになります（ただし、必ずしも第一希望の大学に配属されるわけ

ではありません）。

支給金額：月額 117,000 円（2019 年度）

②大学院レベル

＜研究留学生＞

海外にある各在外公館が募集する「国費外国人留学生（研究留学生）」に応募する必要があります。第1次選考（書類審査、筆記試験、面接）は在外公館で行われます。第1次選考後、文部科学省での選考、及び受入希望大学との協議を経て、最終採用者を決定します。研究生として入学後、各研究科の入学試験を受け、正規生として進学します。なお、研究留学生で日本語能力が十分でない学生については、国際教育センター留学生ユニットで開講される「大学院進学前予備教育（日本語研修コース）」を1学期間受講することができます。

採用決定までの流れ：

3月-4月頃	在外日本国大使館／総領事館で募集
5月-6月	第1次選考（書類審査、筆記試験、面接）
7月-8月	受入内諾書 手続き ※下記参照
10月	第2次選考（文部科学省と大学との協議）
翌年2月	採用通知
4月又は10月	渡日

※受入内諾書について

入学希望大学に対する受入内諾書発行の依頼は、各在外公館による第一次選考に合格した者のみが対象となります。

したがって、留学希望者が受入内諾書を得るためには、まず、研究指導を受けたい指導教員を検討し、郵便やEメールなどで受入れの可否を照会する必要があります。その後、指導教員からのインタビューなどを経て、研究科で受入れを承諾された場合に、受入内諾書を受け取ることが可能です。

教員の所属、氏名、入学を希望する研究科名を明記し、以下の書類を添付して、下記の間合せ先に連絡します。

必要な添付書類：

在外公館が発行した第一次選考合格証明書、文部科学省の大学受入内諾書様式、在外公館への提出書類一式の写し（申請書、研究計画書、出身大学の成績証明書等）

問い合わせ先：

人文社会科学研究科・観光科学研究科（学務係）：hbgakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

医学研究科・保健学研究科（教務係）：igzkyoumu@acs.u-ryukyu.ac.jp

理工学研究科（理系・学務係）：rggakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

理工学研究科（工系・学務係）：kggakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

農学研究科（学務係）：nggakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

支給金額：

研 究 生：月額 143,000 円（2019 年度）

修士課程又は博士前期課程：月額 144,000 円（2019 年度）

博士課程又は博士後期課程：月額 145,000 円（2019 年度）

その他、渡日・帰国する際に旅費として、航空券が支給されます。

支給期間：

研 究 生： 1 年 6 か月（※）

修士課程又は博士前期課程： 標準修業年限（※）

博士課程又は博士後期課程： 標準修業年限

※進学等に伴い、奨学金の支給期間延長を希望する者は、所定の手続きを経て、文部科学省による審査により支給期間が延長されることがあります（修士課程修了後、他大学へ進学する場合も含む）。なお、推薦基準は、大学院に進学する見込みのある者、学業成績係数が所定の係数以上の者等、文部科学省の取扱要領に基づきます。

<教員研修留学生>

日本の大学において学校教育に関する研究を希望する留学生は「教員研修留学生」として応募することができます。ただし、大学又は教員養成学校を卒業した者で、自国の初等・中等教育機関の現職教員及び教員養成学校の教員であり、応募時現在で5年以上の現職経験がある留学生が対象です。

募集時期は2月～3月頃、在外日本国大使館／総領事館にて行われ、第一次選考に合格した候補者は文部科学省に推薦されます。その後、文部科学省にて最終選考を行い採用者が選定されます。採用者は10月から教育学部の学生として配属されます。（ただし、必ずしも第一希望の大学に配属されるわけではありません）。

Q：大学推薦について教えてください。

A④－4：国内の大学が、大学間交流協定等による外国人留学生希望者を審査の上、研究留学生又は日本語・日本文化研修留学生の候補者として文部科学省に推薦し、文部科学省にて選考され採用者が決定されます。

募集は渡日開始予定前年の11月～1月頃に、各学部・研究科を通して行われます。各学部・研究科から大学長宛てに候補者を推薦し、その後大学から文部科学省あてに候補者を推薦、文部科学省の選考を経て、6月末頃に採用者が決定され

ます。

なお、大学推薦の採用区分は「研究留学生（大学院レベル）」及び「日本語・日本文化研修留学生」のみで、「学部留学生（学部レベル）」はありません。

募集対象者：

- ・大学間交流協定等に基づき、相手大学から公式に推薦を受けた者
- ・上記の場合以外で、本学と交流のある外国の大学の学長又は部科長相当以上の者から公式に推薦を受けた者
- ・その他、交流のない場合であっても、大学の教育・研究の向上に資する者として本学大学長が推薦する者

必要書類：

推薦調書、推薦者一覧、申請書、面接評価表、在学大学の成績証明書、国籍身分を証明する書類（パスポート等）、卒業（見込）証明書、在学大学からの本学学長宛ての推薦状、研究計画書、論文作成のための語学能力についての客観的な資料（TOEFL、TOEIC、日本留学試験日本語科目、日本語能力試験等の成績表等）、学位論文概要等

※注意点

- a) 他大学との重複申請、大使館推薦及び日本学生支援機構の留学生対象の支援制度との併願は認められないので、事前に確認してください。
- b) 大学推薦による採用者は、本学で教育・研究指導を受けることが条件となっているので、渡日後、他大学への進学・転学は認められませんので、予め応募者に周知してください。

採用決定までの流れ：

- | | |
|--------|-------------------|
| 11月-1月 | 学内募集 |
| 6月 | 文部科学省での審議の結果、採用決定 |
| 10月 | 渡日 |

支給金額：

日本語・日本文化研修留学生：月額 117,000円（2019年度）
研究生：月額 143,000円（2019年度）
修士課程又は博士前期課程：月額 144,000円（2019年度）
博士課程又は博士後期課程：月額 145,000円（2019年度）

支給期間：

研究生： 1年6ヶ月（※）
修士課程： 標準修業年限（※）
博士後期課程： 標準修業年限

※進学等に伴い、奨学金の支給期間延長を希望する者は、所定の手続きを経て、文部

科学省による審査により支給期間が延長されることがあります（修士課程修了後、他大学へ進学する場合も含む）。なお、推薦基準は、大学院に進学する見込みのある者、学業成績係数が所定の係数以上の者等、文部科学省の取扱要領に基づきます。

担当部署

学生部 国際教育課

留学生係（奨学担当）

内線 8 1 0 3

E-mail koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp

A49-1④で、「私費留学を希望している」場合・・・

A④：私費で留学する場合の手続きは、以下のとおりです。

a) 研究生（私費）の出願手続きは・・・

留学を希望する者が入学したい学部（人文社会、国際地域創造、教育、理学、工学、農学及び医学部）の専攻科目及び指導教員を研究者データベース、紹介等で探し、**指導教員の承諾を得た後**、当該学部から願書を取り寄せ、学務担当者へ提出します。

研究者データベース URL：<http://kenkyushadb.lab.u-ryukyu.ac.jp/search/index.html>

各学部担当部署

人文社会：098-895-9056 hbgakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

国際地域創造：098-895-9053 ktgakumu@acs.u-ryukyu.ac.jp

教育：098-895-8317 kigakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

理学：098-895-8595 rggakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

医学：098-895-1032 igzkyoumu@acs.u-ryukyu.ac.jp

工学：098-895-8583 kggakrmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

農学：098-895-8738 nggakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

b) 学部留学生（私費）の出願手続きは・・・

①学部の留学生になる者は、以下の要件を満たしている必要があります。

(1) 日本の国籍を有しない者

- (2)外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (3)出入国管理及び難民認定法に基づく大学入試に支障のない在留資格（留学）を有する者及び取得できる見込みのある者
- (4)独立行政法人日本学生支援機構が毎年、6月又は11月に実施する「日本留学試験」において、本学が指定する文系又は理系の全教科を受験している者で、「日本留学試験」の得点がそれぞれ「日本語200点以上（記述含む）」かつ「基礎学力（文系は「総合科目「数学」、理系は「理科」「数学」」200点以上であること
- (5)農学部志願者においては、「日本留学試験」の『日本語』『理科（2科目）』『数学』の4教科・科目のうち3教科・科目が、各教科・科目（『数学』においては、コース）の受験者全体の平均点（『日本語』については、「聴解・聴読解」及び「読解」の「合計」の平均点）以上であること。
- ②インターネット出願専用サイトでの登録期間：2020年1月10日～1月24日
出願期間：2020年1月20日～1月24日（2020年度入学）③検定料：17,000円

※詳しくは、本学ホームページ（<http://www.u-ryukyu.ac.jp> → [入試情報] ）を御覧ください。

担当部署

学生部 入試課

内線 8141

E-mail nsnsdl@acs.u-ryukyu.ac.jp

c) 大学院（私費）の出願手続きは・・・

留学を希望する者が入学したい研究科（人文社会科学、観光科学、教育学、理工学、農学及び医学・保健学）の専攻分野及び指導教員を研究者データベース、紹介等で探し、当該研究科から直接、願書を取り寄せ、学務担当者へ提出します。

研究者データベース URL：<http://kenkyushadb.lab.u-ryukyu.ac.jp/search/index.html>

各学部担当部署

人文：098-895-8184	hbgakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp
観光：098-895-9053	ktgakumu@acs.u-ryukyu.ac.jp
教育：098-895-8317	kigakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp
理学：098-895-8595	rggakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp
医学：098-895-1032	igzkyoumu@acs.u-ryukyu.ac.jp
工学：098-895-8583	kggakrmu@acs.u-ryukyu.ac.jp
農学：098-895-8738	nggakmu@acs.u-ryukyu.ac.jp

Q50：試験を受けるのに、どのくらいお金がかかるのですか？

A50：身分によって金額が異なります。各身分の検定料は、次のとおりです。

身分	検定料
学部学生	17,000円
大学院生	30,000円
研究生	9,800円
科目等履修生	9,800円

Q51：入学する時、どのくらいお金がかかるのですか？

A51：身分によって金額が異なります。各身分の入学料及び授業料は次のとおりです。

身分	入学料	授業料
学部学生	282,000円	年額535,800円
大学院生	282,000円	年額535,800円
研究生	84,600円	月額29,700円
科目等履修生	28,200円	1単位当14,800円

留学生のための生活関連情報について

国際教育センター留学生ユニット、国際教育課では、留学生のための学習・生活関連情報として、ガイドブック等を作成しています。留学生だけでなく、指導教員の先生方も御活用ください。

国際教育センター留学生ユニットホームページ

生活関連情報

<http://isu.u-ryukyu.ac.jp/current-students/>

留学生のための災害対応マニュアル（日本語・英語・中国語・韓国語）

<http://isu.u-ryukyu.ac.jp/about/publications/#Guidebook-for-InternationalStudents>

留学生ガイドブック

<http://isu.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/Guidebook2019.pdf>

なお、毎学期初めに、新規来沖留学生を対象に、「生活オリエンテーション」を行っており、図書館や総合情報処理センターのオリエンテーションも併せて行っています。留学生の来沖がオリエンテーションに間にあった場合は、必ず出席するよう、留学生にご指導ください。生活オリエンテーションでは、下記の冊子や案内を配布しています。

外国人留学生ガイドブック

留学生のための災害対応マニュアル

健康診断用尿検査用キット

図書館からのお知らせ

冊子を御希望の方は国際教育課まで御連絡ください。（内線 2970）

学内問合せ先一覧

問合せの内容		担当部署名	連絡先（電話&メール）
チューター		国際教育課 国際教育係（総務担当）	ダ 8 1 3 1、内 2 9 7 1 kogakuko@acs.u-ryukyu.ac.jp
アルバイト 入学後の学外での手続き 外国人登録 国民健康保険 銀行の口座開設 在留期間更新の手続き 再入国許可の手続き 在留資格変更の手続き 宿舍 国際交流会館／千原寮	アルバイト	国際教育課 留学生係	ダ 8 1 0 3
	入学後の学外での手続き		koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp
	外国人登録		
	国民健康保険		
	銀行の口座開設		
	在留期間更新の手続き		
	再入国許可の手続き		
	在留資格変更の手続き		
	宿舍 国際交流会館／千原寮		
授業料免除		学生支援課学生援護係	ダ 8 1 3 5
奨学金		国際教育課 留学生係	ダ 8 1 0 3 koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp
賠償責任保険		学生支援課学生援護係	ダ 8 1 3 5
カウンセリング&健康相談		保健管理センター	ダ 8 1 4 4
		留学生相談室	ダ 8 1 0 3
就職相談		国際教育課 留学生就職支援担当	ダ 8 8 0 1 koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp
日本語学習（生活日本語）		国際教育センター	daisukes@lab.u-ryukyu.ac.jp
留学する ための 手続き	短期交換留学	国際教育課 留学交流係（受入担当）	ダ 8 0 9 6 kotanryu@acs.u-ryukyu.ac.jp
	国費留学	国際教育課 留学生係	ダ 8 1 0 3 koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp
	私費留学（大学院）	各学部	30 頁参照
	私費留学（研究生）	各学部	29 頁参照
	私費留学（学部）	学生部入試課	ダ 8 1 4 1 nsnsd1@acs.u-ryukyu.ac.jp
	私費留学（科目等履修生）	教育支援課共通教育担当	ダ 8 8 5 3 kykyotu@acs.u-ryukyu.ac.jp

キーワード検索

キーワード	頁	キーワード	頁
あ行		授業料	8
アルバイト	12～13	授業料免除	8
アパート	4～5	宿舍	3～4
アパートの保証人	5	奨学金	9, 資料 2
一時出国	15	生活日本語	21
運転免許	19		
		た行	
か行		大学院留学	26～29, 30
カウンセリング	11～12	大学推薦	27～29
学習奨励費	9	大使館推薦	25～27
学部留学	25～26, 29～30	短期留学	23～24
科目等履修生	22～23	チューター	6～7
学寮	3～4		
帰国時の手続き	21	な行	
協定大学	23, 資料 1	日本語学習	10
居住地の届出	1～2	入学金	31
銀行口座の開設	3	入学後の学外での手続き	1
研究生	29	入管(入国管理局)	12～13, 16～18
健康相談	10	日本留学試験	30
国際交流会館	4		
国民健康保険	2～3	は行	
国費留学	25～29	配偶者へのサービス	21
		賠償責任保険	20
さ行		病院	10～11
再入国	15	保健管理センター	10～11
在留カード	1		
在留期間更新	13～14	や行	
在留資格変更	16～17	ゆうちょ銀行	1, 3
資格外活動	12～13		
文部科学省外国人留学生学習奨励費	9	ら行	
自動車保険	19	留学生アドバイザー	11～12
私費留学	29～30	留学生住宅総合補償	5
就職活動	17～18	RISE プログラム	23～24
就職するための手続き	12～13		

**留学生を受け入れている指導教員のための
インフォメーションブック**

発行年月日:2019 年 11 月

**編集・発行:琉球大学国際教育センター
留学生ユニット相談部門**

〒903-0213 沖縄県西原町字千原1番地

国際交流協定締結大学一覧

1. 交流協定大学の地域・国別(118大学・機関、41ヶ国・地域)

令和元年8月31日現在(9月11日修正)

地域別(数)	国・地域名(数)	相手側大学名
北 米 (10)	米 国 (8)	ミシガン州立大学、グアム大学、ハワイ大学、カリフォルニア大学ディヴィス校、ネヴァダ大学リノ校、 <u>フォートルイス大学</u> 、 <u>ボールステイト大学</u> 、イースタンミシガン大学
	カ ナ ダ (2)	プリンス・エドワード・アイランド大学、ニューファンドランド・メモリアル大学
中 米 (1)	ドミニカ共和国 (1)	イベロアメリカーナ大学
南 米 (4)	ブ ラ ジ ル (2)	サンパウロ大学、ブラジリア大学
	アルゼンチン (1)	国立ラプラタ大学
	ボ リ ビ ア (1)	サンタクルス・デ・ラ・シエラ私立大学
大 洋 州 (11)	オーストラリア (2)	キャンベラ大学、ジェームス・クック大学
	マーシャル諸島共和国 (1)	マーシャル諸島短期大学
	パラオ共和国 (1)	パラオ地域短期大学
	バプア・ニューギニア (1)	バプア・ニューギニア大学
	サモア独立国 (1)	国立サモア大学
	仏領ニューカレドニア (1)	ニューカレドニア大学
	フィジー諸島共和国 (1)	南太平洋大学
	ミクロネシア連邦 (1)	ミクロネシア連邦短期大学
	トンガ王国 (1)	アテニシ大学
	ニュージーランド (1)	<u>ウェリントン・ヴィクトリア大学</u>
ア ジ ア (75)	中 国 (13)	中山大学中山医学院、中南林業科技大学、福建師範大学、福州大学、広西医科大学、大連医科大学、雲南農業大学、延邊大学、華中科技大学、對外經濟貿易大学、大連工業大学、厦門理工學院、海南大学
	韓 国 (13)	啓明大学校、済州大学校、順天大学校、ソウル市立大学校、延世大学校、木浦大学校、湖西大学校、忠北大学校、成均館大学校、慶熙大学校、高麗大学校、培材大学校、京畿大学校
	タ イ (5)	チュロンコン大学、タマサート大学、コンケン大学、チェンマイ大学、キング・モンクット工科大学ラカパン校
	インドネシア (7)	サムラランギ大学、ボゴール農業大学、ディボネゴロ大学、シアクアラ大学、ハルオレオ大学、 <u>アイルランガ大学</u> 、 <u>ハサヌティン大学</u>
	イ ン ド (2)	国立細胞・分子生物学研究所、マダン・モハン・マラビヤ工科大学
	ベ ト ナ ム (6)	ベトナム国家農業大学、ベトナム国立大学ハノイ校、ベトナム国家大学ホーチミン市校、 <u>ハノイ科学技術大学</u> 、ターイグエン大学、ハノイ医科大学
	台 湾 (18)	国立台湾大学、国立中山大学、国立台湾海洋大学、東海大学、国立台南大学、国立澎湖科技大学、国立雲林科技大学、国立台湾科技大学、台北医学大学医学院、文藻外語大学、中国文化大学、開南大学、台北城市科技大学、中原大学、国立東華大学、東吳大学、逢甲大学、 <u>国立金門大学</u>
	ラ オ ス (2)	ラオス国立大学、ラオス健康科学大学
	モ ン ゴ ル (2)	<u>モンゴル保健総合大学</u> 、 <u>モンゴル科学技術大学</u>
	マ レ ー シ ア (1)	<u>サバ森林局</u>
	フィリピン (1)	<u>フィリピン大学公衆衛生校</u>
	ミヤンマー (1)	<u>情報技術大学</u>
	バングラデシュ (1)	<u>ラジシャヒ工科大学</u>
	シンガポール (1)	<u>南洋理工大學</u>
	スリランカ (1)	<u>ルフナ大学</u>
	カンボジア (1)	<u>カンボジア工科大学</u>
中近東 (3)	イ ラ ン (1)	<u>テヘラン大学</u>
	アフガニスタン (1)	<u>カブール大学</u>
	トルコ (1)	<u>バムツカレ大学</u>
欧 州 (13)	ド イ ツ (2)	ハインリッヒ・ハイネ・デュッセルドルフ大学、 <u>ハンブルク大学</u>
	フ ラ ン ス (5)	フランス国立高等研究院、リール科学技術大学、トゥルーズ・ジャン・ジョレス大学、トゥルーズ第一キャピトル大学、 <u>レンヌ第一大学</u>
	英 国 (2)	シェフィールド大学、キュー王立植物園
	スウェーデン (1)	<u>イエーテボリ大学</u>
	ス ペ イ ン (3)	<u>バルセロナ自治大学</u> 、ラ・ラゲーナ大学、ラス・パルマス・デ・グラン・カナリア大学
アフリカ (1)	南 ア フ リ カ (1)	<u>国立ケープタウン大学</u>
	計 41カ国・地域 118校	

※部局間交流協定締結大学は、下線で示す。

※ハワイ大学については、大学間交流協定に基づき、ハワイ大学マノア校(2008.9.28付)、ハワイ大学ヒロ校(2008.8.26付)、ハワイ大学カウアイコミュニティカレッジ(2015.1.29付)、ハワイ大学マウイカレッジ(2016.9.15)とそれぞれ学生交流協定を締結。

2. 大学間交流(75大学・機関, 76協定締結)

令和元年8月31日現在(9月11日修正)

No.	大学名	国・地域名	締結年月日	協定の目的 学術交流	協定の目的 学生交流	学生交流覚書(授業料不 徴収含む)の有無
1	ミシガン州立大学	米 国	1979 年 2 月 14 日		○	有
2	チュラロンコン大学	タ イ	1983 年 2 月 19 日	○	○	有
3	タマサート大学	タ イ	1984 年 6 月 26 日	○	○	有
4	コンケン大学	タ イ	1987 年 4 月 1 日	○	○	有
5	サムラランギ大学	インドネシア	1988 年 3 月 8 日	○	○	有
6	グアム大学	米 国	1988 年 3 月 10 日	○	○	有
7	ハワイ大学 ※ 1	米 国	1988 年 11 月 7 日	○	○	有
8	チェンマイ大学	タ イ	1989 年 12 月 18 日	○	○	有
9	啓明大学校	韓 国	1990 年 5 月 11 日	○	○	有
10	済州大学校	韓 国	1991 年 3 月 5 日	○	○	有
11	中南林業科技大学	中 国	1993 年 3 月 9 日	○	○	有
12	キャンベラ大学	オーストラリア	1993 年 12 月 7 日	○	○	有
13	福建師範大学	中 国	1997 年 11 月 14 日	○	○	有
14	リール科学技術大学	フ ラ ン ス	2000 年 9 月 30 日		○	有
15	フランス国立高等研究院	フ ラ ン ス	2000 年 10 月 12 日	○	○	有
16	トゥルース・ジャン・ショレス大学 ※5	フ ラ ン ス	2001 年 2 月 28 日	○	○	有
17	マーシャル諸島短期大学	マーシャル諸島共和国	2001 年 7 月 15 日	○	○	有
18	パラオ地域短期大学	パラオ共和国	2001 年 7 月 15 日	○	○	有
19	バブア・ニューギニア大学	バブア・ニューギニア	2001 年 7 月 15 日	○	○	有
20	国立サモア大学	サモア独立国	2001 年 7 月 15 日	○	○	有
21	ニューカレドニア大学	仏領ニューカレドニア	2001 年 7 月 15 日	○	○	有
22	南太平洋大学	フィジー諸島共和国	2001 年 7 月 19 日	○	○	有
23	ミクロネシア連邦短期大学	ミクロネシア連邦	2001 年 8 月 3 日	○	○	有
24	アテニシ大学	トンガ王国	2001 年 8 月 27 日	○	○	有
25	トゥルーズ第一キャピトル大学	フ ラ ン ス	2002 年 2 月 8 日	○	○	有
26	国立台湾大学 ※2	台 湾	2003 年 4 月 2 日	○	○	有
27	カリフォルニア大学デイヴィス校	米 国	2003 年 10 月 22 日	○	○	無
28	ネヴァダ大学リノ校	米 国	2004 年 2 月 18 日	○	○	有
29	ジェームス・クック大学	オーストラリア	2004 年 2 月 25 日	○	○	有
30	雲南農業大学 ※3	中 国	2005 年 1 月 20 日	○	○	有
31	ベトナム国立大学ハノイ校	ベ ト ナ ム	2005 年 3 月 17 日	○	○	無
32	ラオス国立大学	ラ オ ス	2005 年 5 月 19 日	○	○	有
33	順天大学校	韓 国	2005 年 9 月 12 日	○	○	有
34	延邊大学	中 国	2005 年 10 月 18 日	○	○	有
35	国立台湾海洋大学	台 湾	2005 年 11 月 9 日	○	○	有
36	シェフィールド大学	英 国	2006 年 2 月 13 日	○	○	有
37	ベトナム国家大学ホーチミン市校	ベ ト ナ ム	2006 年 3 月 14 日	○	○	無
38	ボゴール農業大学 ※4	インドネシア	2006 年 7 月 13 日	○	○	有
39	華中科技大学	中 国	2006 年 11 月 14 日	○	○	有
40	国立中山大学 ※6	台 湾	2007 年 12 月 4 日	○	○	有
41	延世大学校 ※7	韓 国	2008 年 1 月 16 日	○	○	有
42	ソウル市立大学校 ※8	韓 国	2008 年 4 月 30 日	○	○	有
43	ディボネゴロ大学	インドネシア	2008 年 5 月 1 日	○	○	有
44	ラオス健康科学大学 ※9	ラ オ ス	2009 年 9 月 15 日	○	○	有
45	ターイグエン大学 ※10	ベ ト ナ ム	2011 年 8 月 25 日	○	○	有
46	キングモンクト工科大学ラカハン校 ※11	タ イ	2012 年 8 月 14 日	○	○	有
47	東海大学	台 湾	2012 年 9 月 4 日	○	○	有
48	木浦大学校 ※12	韓 国	2013 年 1 月 24 日	○	○	有
49	国立台南大学	台 湾	2016 年 9 月 1 日	○	○	有
50	国立澎湖科技大学	台 湾	2016 年 9 月 2 日	○	○	有
51	湖西大学校 ※13	韓 国	2017 年 1 月 12 日	○	○	有
52	ハインリッヒ・ハイネ・デュッセルドルフ大学 ※14	ド イ ツ	2017 年 4 月 4 日	○	○	有

53	ハノイ医科大学	ベトナム	2017年5月8日	○	○	無
54	対外経済貿易大学	中国	2017年6月9日	○	○	有
55	イースタンミシガン大学	米国	2018年5月11日	○	○	無
56	開南大学	台湾	2018年5月25日	○	○	有
57	国立ラブラタ大学	アルゼンチン	2018年8月8日	○	○	有
58	キュー王立植物園理事会	英国	2018年8月14日	○	○	無
59	海南大学	中国	2018年8月27日	○	○	有
60	台北城市科技大学	台湾	2018年11月19日	○	○	有
61	プリンス・エドワード・アイランド大学	カナダ	2018年11月21日	○	○	無
62	ニューファンドランド・メモリアル大学	カナダ	2018年11月24日	○	○	有
63	中原大学	台湾	2018年12月10日	○	○	有
64	中国文化大学 ※15	台湾	2018年12月28日	○	○	有
65	京畿大学校	韓国	2019年1月25日	○	○	有
66	国立東華大学	台湾	2019年1月29日	○	○	有
67	東呉大学	台湾	2019年1月30日	○	○	有
68	ラ・ラグーナ大学	スペイン	2019年2月20日	○	○	有
69	逢甲大学	台湾	2019年3月11日	○	○	有
70	国立台湾科技大学 ※16	台湾	2019年3月20日	○	○	有
71	サンタクルス・デ・ラ・シエラ私立大学	ボリビア	2019年3月27日	○	○	有
72	ラス・パルマス・デ・グラン・カナリア大学	スペイン	2019年4月4日	○	○	有
73	サンパウロ大学(全学) ※17	ブラジル	2019年4月5日	○	○	有
73 ※18	サンパウロ大学(哲学・言語・人文学部)	ブラジル	2019年5月21日	○	○	有
74	ブラジリア大学	ブラジル	2019年8月9日	○	○	有
75	イベロアメリカーナ大学	ドミニカ共和国	2019年8月28日	○	○	有

※1 ハワイ大学については、大学間交流協定に基づき、ハワイ大学マノア校(2008.9.28付)、ハワイ大学ヒロ校(2008.8.26付)、
ハワイ大学カウアイコミュニティカレッジ(2015.1.29付)、マウイカレッジ(2016.9.15)とそれぞれ学生交流協定を締結

※2 国立台湾大学は、部局間交流協定(医学部、工学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※3 雲南農業大学は、部局間交流協定(遺伝子実験センター)を大学間交流協定に格上げして締結

※4 ポゴール農業大学は、部局間交流協定(農学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※5 トルース・ジャン・ジョルス大学(旧トルース・ル・ミユ大学)は、平成18年12月13日学術交流協定締結

※6 国立中山大学は、部局間交流協定(法文学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※7 延世大学校は、部局間交流協定(附属図書館、保健学研究科)を大学間交流協定に格上げして締結

※8 ソウル市立大学校は、部局間交流協定(法文学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※9 ラオス国立大学医学部独立に伴い、ラオス健康科学大学と新たに協定を締結

※10 部局間交流協定(教育学部・農学部)大学のタイグエン師範大学、タイグエン農林大学の統合に伴い、大学間交流協定に格上げして締結

※11 キングモンクット工科大学ラカバン校は、部局間交流協定(工学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※12 木浦大学校は、部局間交流協定(国際沖縄研究所)を大学間交流協定に格上げして締結

※13 湖西大学校は、部局間交流協定(工学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※14 ハインリッヒ・ハイネ・デュッセルドルフ大学は、部局間交流協定(法文学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※15 中国文化大学は、部局間交流協定(理学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※16 国立台湾科技大学は、部局間交流協定(工学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※17 サンパウロ大学は、部局間交流協定(工学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※18 サンパウロ大学は、全学のほか、哲学・言語・人文学部とも大学間交流協定を締結

3. 部局間交流(43大学・機関, 44協定締結)

令和元年8月31日現在(9月11日修正)

No.	大学名	国・地域名	締結年月日	協定の目的 学術交流	協定の目的 学生交流	学生交流覚書(授業 料不徴収含む)の有 無	締結学部
1	中山大学中山医学院※1	中 国	1991年3月6日	○		無	医 学 部
2	テヘラン大学(工学部)	イ ラ ン	1998年10月26日	○	○	有	工 学 部
3	国立細胞・分子生物学研究所	イ ン ド	1998年11月10日	○	○	無	医 学 部
4	福州大学(工学院)	中 国	1999年3月1日	○	○	無	工 学 部
5	広西医科大学	中 国	2001年12月18日	○	○	有	医 学 部
6	大連医科薬科大学	中 国	2002年6月26日	○	○	無	医 学 部
7	ベトナム国家農業大学	ベ ト ナ ム	2002年11月5日	○	○	有	農 学 部
8	フォートルーイス大学	米 国	2004年3月1日		○	有	国際教育センター
9	国立雲林科技大学(国際事務局)	台 湾	2005年9月21日		○	有	国際教育センター
10	モンゴル保健総合大学	モ ン ゴ ル	2006年10月24日	○	○	有	医 学 部
11	国立ケープタウン大学(科学部)	南アフリカ共和国	2006年10月24日	○	○	有	医 学 部
12	ハノイ科学技術大学(電子情報学部)	ベ ト ナ ム	2007年12月5日	○	○	無	工 学 部
13	イエーテボリ大学(文学部)	スウェーデン	2010年3月16日	○	○	有	法 文 学 部
14	バルセロナ自治大学(通訳翻訳学部)	ス ペ イ ン	2010年5月26日	○	○	有	法 文 学 部
15	忠北大学校(工学部)	韓 国	2010年6月10日	○	○	有	工 学 部
	忠北大学校(電気電子コンピュータ工学部)	韓 国	2010年6月10日	○	○	有	工 学 部
16	ウェリントン・ヴィクトリア大学 (人文社会科学部)	ニュージーランド	2010年7月15日	○	○	有	国際教育センター
17	大連工業大学(情報科学工科学部)	中 国	2010年11月30日	○	○	有	工 学 部
18	成均館大学校(情報通信工学部)	韓 国	2011年2月14日	○	○	無	工 学 部
19	サバ森林局	マレーシア	2012年11月6日	○		無	熱帯生物園研究セン ター
20	台北医学大学(医学院)	台 湾	2014年2月18日	○		無	医 学 部
21	フィリピン大学(公衆衛生校)	フィリピン	2014年3月10日	○		無	医 学 部
22	ハンブルク大学 (人文学部アジア・アフリカ研究所)	ド イ ツ	2014年7月31日	○	○	有	法 文 学 部
23	情報技術大学	ミャンマー	2014年9月24日	○	○	無	工 学 部
24	慶熙大学校(外国語大学)	韓 国	2015年3月18日	○	○	有	国際教育センター
25	ラジシャヒ工科大学	バングラデシュ	2015年3月31日	○	○	有	工 学 部
26	レンヌ第一大学(電子通信情報研究機関)	フ ラ ン ス	2015年10月26日	○	○	有	工 学 部
27	文華外語大学	台 湾	2016年1月8日	○	○	有	国際教育センター
28	シアクアラ大学(水産学部)	インドネシア	2016年10月17日	○		無	理 学 部
29	高麗大学校(国際学部・国際大学院)	韓 国	2016年12月22日	○	○	有	法 文 学 部
30	カブール大学(工学部)	アフガニスタン	2017年5月22日	○	○	無	工 学 部
31	南洋理工大學(LKG医学部)	シンガポール	2017年9月7日	○	○	無	医 学 部
32	マダン・モハン・マラビヤ工科大学(工学部)	イ ン ド	2017年10月16日	○	○	有	工 学 部
33	厦門理工学院(工学部)	中 国	2017年10月20日	○	○	有	工 学 部
34	培材大学校(ハワード大学)	韓 国	2017年11月3日	○	○	有	教 育 学 部
35	ハルオレオ大学(水産海洋科学部)	インドネシア	2018年1月12日	○		無	熱帯生物園研究セン ター
36	ルフナ大学(農学部)	スリランカ	2018年1月16日	○	○	有	農 学 部
37	パムッカレ大学(工学部)	ト ル コ	2018年3月12日	○	○	有	工 学 部
38	モンゴル科学技術大学(電力工学部)	モ ン ゴ ル	2018年3月14日	○	○	有	工 学 部
39	ポールステイト大学(科学人文学部・大学院)	米 国	2018年3月19日	○	○	有	法 文 学 部
40	アイルランガ大学(医学部)	インドネシア	2018年4月25日	○	○	無	医 学 部
41	ハサヌディン大学(水産海洋科学部)	インドネシア	2018年6月28日	○	○	無	熱帯生物園研究セン ター
42	カンボジア工科大学	カンボジア	2018年9月19日	○	○	有	工 学 部
43	金門大学(経営学部)	台 湾	2019年3月8日	○	○	有	国際地域創造学部

※1 部局間協定を締結した中山医科大学が中山大学と合併

4. 年度別国際交流協定締結状況

令和元年8月31日現在(9月11日修正)

年度別	大学間交流大学数	部局間交流大学	締結大学等数
昭和53年度(1978)	1		1
昭和57年度(1982)	1		1
昭和59年度(1984)	1		1
昭和62年度(1987)	3		3
昭和63年度(1988)	1		1
平成元年度(1989)	1		1
平成2年度(1990)	2	1	3
平成4年度(1992)	1		1
平成5年度(1993)	1		1
平成9年度(1997)	1		1
平成10年度(1998)		3 (1)	3
平成11年度(1999)		(2)	0
平成12年度(2000)	3	(1)	3
平成13年度(2001)	9	1 (3)	10
平成14年度(2002)		2 (1)	2
平成15年度(2003)	4	1 (1)	5
平成16年度(2004)	2		2
平成17年度(2005)	6	1 (1)	7
平成18年度(2006)	2	2 (1)	4
平成19年度(2007)	2	1 (1)	3
平成20年度(2008)	2	(2)	2
平成21年度(2009)	1	1 (1)	2
平成22年度(2010)		5	5
平成23年度(2011)	1	(1)	1
平成24年度(2012)	3	1	4
平成25年度(2013)		2	2
平成26年度(2014)		4	4
平成27年度(2015)		2	2
平成28年度(2016)	3	2 (1)	5
平成29年度(2017)	3	10	13
平成30年度(2018)	17	4	21
令和元(平成31)年度(2019)	4		4
計	75	43 (17)	118

※()は外数。

- * 平成10年度(1):工学部で締結した国立台湾大学との部局間交流協定を平成15年4月2日大学間交流協定に格上げ
- * 平成11年度(2):医学部で締結した国立台湾大学との部局間交流協定を平成15年4月2日大学間交流協定に格上げ
工学部で締結したサンパウロ大学との部局間交流協定を平成31年4月5日大学間交流協定に格上げ
- * 平成12年度(1):農学部とボゴール農業大学との部局間交流協定を平成18年7月13日大学間交流協定に格上げ
- * 平成13年度(3):法文学部と國立中山大學との部局間交流協定を平成19年12月4日大学間交流協定に格上げ
法文学部とシドニー大学との部局間交流協定を平成19年3月4日に終結
法文学部とハイブリット・ハイネ・デュッセルドルフ大学との部局間交流協定を平成29年4月4日に大学に格上げ
- * 平成14年度(1):遺伝子実験センターと雲南農業大学との部局間交流協定を平成17年1月20日大学間交流協定に格上げ
- * 平成15年度(1):教育学部部局間協定大学のタイグエン師範大学とタイグエン農林大学(農学部部局間交流協定)がタイグエン大学として統合されたので、平成23年8月25日大学間協定に格上げ
- * 平成17年度(1):法文学部とソウル市立大学校との部局間交流協定を平成20年4月30日大学間交流協定に格上げ
- * 平成18年度(1):附属図書館及び保健学研究科で締結した延世大学校との部局間協定を平成20年1月16日大学間交流協定に格上げ
- * 平成19年度(1):農学部部局間協定大学のタイグエン農林大学がタイグエン師範大学(教育学部部局間交流協定)がタイグエン大学として統合されたので、平成23年8月25日大学間協定に格上げ
- * 平成21年度(1):工学部と湖西大学校との部局間交流協定を平成29年1月12日大学間交流協定に格上げ

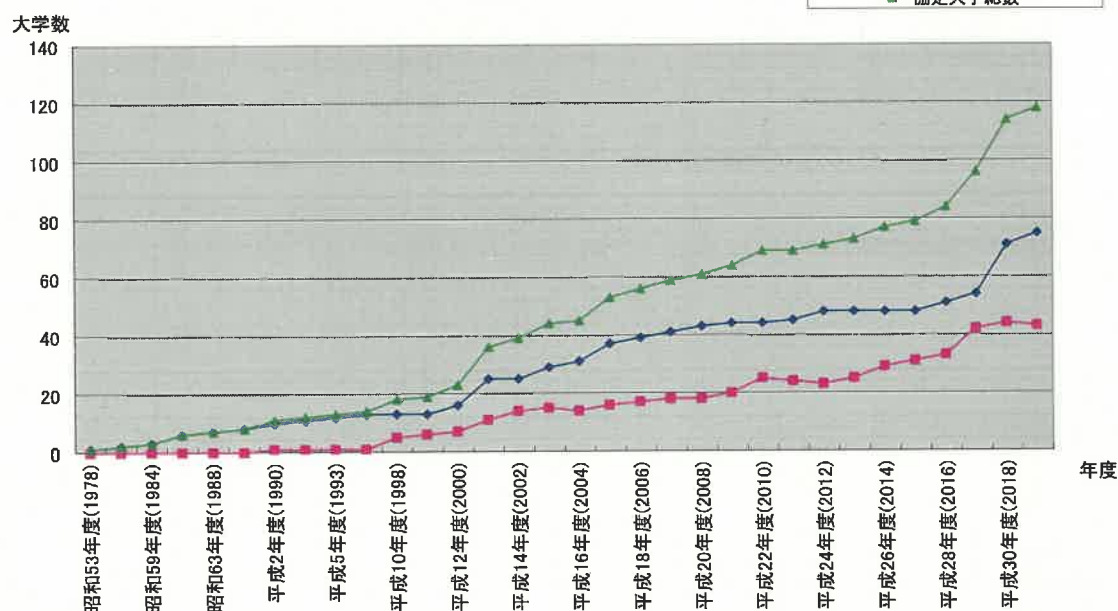
- * 平成20年度(2):工学部とキングモンクット工科大学ラートクラバン校との部局間交流協定を平成24年8月14日大学間交流協定に格上げ
工学部と国立台湾科技大学との部局間交流協定を平成31年3月20日大学間交流協定に格上げ
- * 平成23年度(1):国際沖縄研究所と木浦大学校との部局間交流協定を平成25年1月24日大学間交流協定に格上げ
- * 平成28年度(1):理学部と中国文化大学の部局間交流協定を平成30年12月28日大学間交流協定に格上げ

5. 交流協定大学数の推移

令和元年8月31日現在(9月11日修正)

年度	大学間協定大学	部局間協定大学	協定大学総数	備考
昭和53年度(1978)	1	0	1	
昭和57年度(1982)	2	0	2	
昭和59年度(1984)	3	0	3	
昭和62年度(1987)	6	0	6	
昭和63年度(1988)	7	0	7	
平成元年度(1989)	8	0	8	
平成2年度(1990)	10	1	11	
平成4年度(1992)	11	1	12	
平成5年度(1993)	12	1	13	
平成9年度(1997)	13	1	14	
平成10年度(1998)	13	5	18	
平成11年度(1999)	13	6	19	
平成12年度(2000)	16	7	23	
平成13年度(2001)	25	11	36	
平成14年度(2002)	25	14	39	
平成15年度(2003)	29	15	44	国立台湾大学:工学部・医学部との各部局間協定を大学間協定に格上げ
平成16年度(2004)	31	14	45	雲南農業大学:遺伝子実験センター部局間協定を大学間協定に格上げ
平成17年度(2005)	37	16	53	
平成18年度(2006)	39	17	56	ホゴール農業大学:農学部部局間協定を大学間協定に格上げ バニニ大学:法文学部との部局間協定終結
平成19年度(2007)	41	18	59	國立中山大學:法文学部部局間協定を大学間協定に格上げ 延世大学校:附属図書館・保健学研究科との各部局間協定を大学間協定に格上げ
平成20年度(2008)	43	18	61	ソウル市立大学校:法文学部との各部局間協定を大学間協定に格上げ
平成21年度(2009)	44	20	64	
平成22年度(2010)	44	25	69	
平成23年度(2011)	45	24	69	*タイクン師範大学、タイクン農林大学との部局間協定をタイクン大学との大学間協定に格上げ
平成24年度(2012)	48	23	71	木浦大学校:国際沖縄研究所との部局間協定を大学間協定に格上げ
平成25年度(2013)	48	25	73	
平成26年度(2014)	48	29	77	
平成27年度(2015)	48	31	79	
平成28年度(2016)	51	33	84	
平成29年度(2017)	54	42	96	*H30年1月1日ハイソリット・ハイネ・デュセルドルフ大学:法文学部との部局間協定を大学間協定に格上げ
平成30年度(2018)	71	44	114	*H30年12月28日中国文化大学:理学部との部局間交流協定を大学間交流協定に格上げ *H31年3月20日国立台湾科技大学:工学部との部局間交流協定を大学間交流協定に格上げ
令和元(平成31)年度(2019)	75	43	118	*H31年4月5日サンパウロ大学:工学部との部局間交流協定を大学間交流協定に格上げ

交流協定大学の推移



【私費外国人留学生のための奨学金一覧】

※ 私費外国人留学生とは、在留資格「留学」を有する留学生で、国費及び外国政府派遣留学生以外の留学生のことを指します。

※ 英語版については「外国人留学生ガイドブック」をご参考ください。

	奨学金・団体名	主な応募資格	支給内容	支給期間	募集時期
1	文部科学省外国人留学生 学習奨励費	・学部生、修士、博士、研究生 ・年度の成績評価係数 2.30以上	月額 48,000円	1年間	4月
2	JEES冠奨学金 三菱商事留学生奨学金	・次年度4月時点で学部（3次以上）、大学院の正規課程に 在籍する者	学部： 月額 100,000円 大学院： 月額 150,000円	標準修業年限	前年度12月
3	JEES奨学金 日本語教育普及奨学金 （日能）	・前年度の日本語能力試験N1で170点以上の者 ・日本語、日本文化等の分野を専攻する学部生、大学院生	月額 50,000円	最長2年間	前年度3月
4	ロータリー・米山記念奨学会	・学部3年以上、修士1年以上、博士課程2年以上の者	修士・博士： 月額 140,000円 学部： 月額 100,000円	最長2年間	前年度 8月～9月
5	交流協会奨学金 ※直接応募	・台湾からの外国人留学生 ・次年度4月時点で、大学院の正規課程に在籍者である者	修士： 月額 144,000円 博士： 月額 145,000円	標準修業年限	前年度 8月～10月
6	日揮・実吉奨学会	①第二種 ・理、工、農学研究科に在籍する学部生、大学院生、研究生	第二種： 月額 300,000円	第二種： 一括支給	4月
7	ライオンズクラブ 在沖縄外国人留学生奨学会 ※2019年度は募集なし。 2020年度以降の実施未 定。	・学部生、修士、博士、研究生	月額 50,000円	一括支給	4月
8	平和中島財団	・学部生、修士、博士、研究生	月額 100,000円	1年間	8月～9月
9	共立国際交流奨学財団	・支給開始後在籍残期間が2年以上の者 ・アジア諸国からの留学生 大韓民国、中華人民共和国、台湾、香港、マカオ、モンゴ ル、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマー、マ レーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、イン ド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ネパール、 ブータン、東ティモール、ブルネイ、モルディブ	大学院生： 月額 100,000円 学部学生： 月額 100,000円 月額 60,000円	最長2年間	前年度11月
10	朝鮮奨学会	・韓国、朝鮮人学生 ・学部（2年次以上）、大学院正規課程に在籍者	学部： 月額 25,000円 修士： 月額 40,000円 博士： 月額 70,000円	学部・修士： 1年間 博士： 最長2年間	前年度2月
11	SGH財団 奨学金	・学部（3年次）、修士（1年次）、博士（2年次） ・国籍：インドネシア、カンボジア、シンガポール、タ イ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、 ミャンマー、ラオス	月額 120,000円	2年間	前年度2月
12	華仁会 奨学金	・台湾人学生 ・在沖縄の大学の学部、大学院の正規課程に在籍者	月額 30,000円	1年間	前年度 2月～3月
13	佐藤陽国際奨学財団	・学部、大学院に在籍者 ・支給開始後在籍残期間が原則1年以上の者 ・アジア諸国からの留学生 バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、イン ド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミヤ ンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポ ール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナム	学部： 月額 150,000円 修士・博士： 月額 180,000円	2年間	（春募集） 前年度12月 （秋募集） 6月
14	QUEST奨学金	・学部生、修士、博士 ・前年度のGPAが学部学生は3.0以上、大学院生は3.8 以上 ・受給期間中に他の機関から月額80,000円以上の助成 を併給することがない者。	学部： 月額 50,000円 大学院： 月額 80,000円	1年間	4月

